

特集：離死別と社会保障

子の親に対する扶養義務と社会保障
——生活保護を中心に——

高 さやか*

抄 録

幼少期に一方の親と離別し長年にわたり当該親から養育を受けてこなかったという事情は、子の親に対する扶養義務を縮減させうる。もっとも、扶養義務が完全に否定されるような事案でない限り、子は親に対し扶養義務を負い、生活保護との関係が問題となる。

生活保護では、私的扶養が保護に優先するとされているが、保護を開始する際には、扶養が被保護者の収入としてカウントされるに止まり、事後的な費用徴収の局面で扶養義務の履行が求められる。しかし、行政実務では家裁の手続きを活用した厳密な費用徴収が行われることは少ない。その背景には、徴収手続きが重いことも影響していると思われる。

こうした費用徴収についての実務の運用は、親に対し扶養義務を負う子の立場からすれば、過度な介入を受けずにすむというメリットがある。しかし、費用徴収が私的扶養と生活保護の本来的棲み分けを担保する機能を持つことに照らせば、費用徴収の厳格な運用と同時に対象者の限定が検討されるべきである。離別を経験した子の親に対する扶養はこの問題を浮き彫りにする。

キーワード：扶養義務，生活保護，費用徴収，私的扶養優先の原則

社会保障研究 2019, vol. 4, no. 1, pp. 48-61.

I はじめに

高齢者の所得状況は、近年やや好転しているものの、「平成29年国民生活基礎調査の概況」によれば、高齢者世帯¹⁾の平均所得金額は318.6万円(2016年)であり、全世帯についての平均所得金額(560.2万円(同年))の56.9%に過ぎない²⁾。また、1986年から2013年までの「国民生活基礎調査」を

用いた分析によれば、高齢者世帯の相対的貧困率は全体的には改善傾向にあるものの、2012年時点でも、高齢単身世帯の相対的貧困率は、男女ともにはかの世帯類型と比較して突出して高い³⁾。高齢者の中でも、とりわけ単身世帯の者の経済的状況が厳しいことがうかがえる。

こうした傾向は生活保護受給者の状況にも表れている。直近の厚生労働省による被保護者調査⁴⁾によれば、すべての被保護世帯数(保護停止中を

* 東北大学大学院法学研究科 教授

¹⁾ 65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

²⁾ 厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査の概況」p.9。

³⁾ 阿部彩(2015)「貧困率の長期的動向：国民生活基礎調査1985～2012を用いて」貧困統計ホームページ参照。

除く)における高齢者世帯数の占める割合は54.1%であるが、さらに単身の高齢者世帯数については見れば49.4%であり、実に全被保護世帯数の半数近くが単身の高齢者世帯となっている(2018年12月分)。また、被保護世帯数は前年同月と比べると、全体で0.2%減少しているものの、高齢者世帯については1.9%増加し、特に単身の高齢者世帯についていえば2.3%の増加であり、最も伸び率が高い世帯類型となっている。高齢者が単身世帯となる要因は多様であるが、配偶者との離死別は主要な要因の一つであろう。

他方で、親子間の扶養は、「親から子へ」と「子から親へ」の2通りがあるが、前者は主に子が未成熟(あるいは未成年)である期間が問題となるのに対し、後者は、上述のとおり高齢者の所得がほかの世代に比べて低い点に照らせば、主に親の老後に問題となる。そして、単身世帯の高齢者がとりわけ困窮する傾向にあることからすれば、子から親への扶養の問題は、単身世帯の高齢者について最も生じやすいといえよう。しかし、他方で、子の幼少期に離婚したケースで往々にしてみられるように、子が長期にわたって一方の親(多くは親権者とならなかった親)との交流を持たなかった場合には、少なくとも自発的に子が当該親を老後に扶養することは期待しがたく、困窮に陥った老親には生活保護を中心とした社会保障給付を受ける必要性が生じる。

本稿は、このように幼少期に両親が離婚し長年一方の親と交流がなかった場合に最も先鋭化する、子から親への扶養と社会保障(とりわけ生活保護)をめぐる現状とすみ分けのあり方について検討を行う。

II 子の親に対する扶養義務

(1) 民法上の扶養義務の概要

配偶者間の離別(離婚)は、相手方配偶者との身分関係の解消を意味するが、子との関係では、親子関係は直系血族として法的に存続し、扶養義務を相互に負い続ける。なお、民法上の扶養義務については、本特集の本澤論文で論じられているため、ここではごく簡単に触れるに止める。

扶養義務に関する民法の規定は極めて概括的である。民法877条は、1項にて直系血族間および兄弟姉妹間の扶養義務を定め、2項にて特別の事情がある場合に家庭裁判所の審判で設定される三親等内の親族における扶養義務を定める。配偶者間の扶養義務は民法752条に規定されている。民法877条1項および民法752条に基づき法律上当然に生じる扶養義務を「絶対的扶養義務」、民法877条2項により家裁の審判があって初めて設定される扶養義務を「相対的扶養義務」と区別されることがあり⁵⁾、生活保護の実務でもその区別にしたがって扶養義務者の確認が行われる⁶⁾。

誰が扶養義務者であるかに関する上記区別とは別に、民法学では負うべき扶養義務の程度によって扶養義務者を二分する考え(二分説・二元説)が通説となっている⁷⁾。「自己の生活程度に均しく、生活の全面的保持」の水準が求められる生活保持義務者(夫婦間、未成熟(未成年)子に対する親⁸⁾)と、「自己の地位相応な生活を犠牲にすることなしに給与しうる生活必要費」の水準が求められる生活扶助義務者(そのほかの親族間)である⁹⁾。

⁴⁾「被保護者調査(平成30年12月分概数)結果の概要」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2018/dl/11-01.pdf> (2019年3月7日最終確認)。

⁵⁾松川・窪田編(2015) pp.323-325 [冷水登紀代]、半田他(2017) p.198、二宮(2019) p.279。

⁶⁾『生活保護手帳2018年度版』 pp.253-254。

⁷⁾中山(2012) pp.11-14、松川・窪田編(2015) pp.322-323 [冷水登紀代]、窪田(2017) p.333、半田他(2017) p.197、二宮(2019) p.280、能見・加藤編(2019) p.625 [足立文美恵]。

⁸⁾親の子に対する扶養義務の程度を、成年・未成年という基準によって区別すべきか、あるいは経済的自立の程度(成熟・未成熟)によって区別すべきかの問題に関し、窪田(2017) p.334。裁判例の動向について、能見・加藤編(2019) pp.627-628 [足立文美恵]。

⁹⁾中川善之助(1965)『新訂 親族法』青林書院、p.596。

(2) 扶養義務の二分説と子の親に対する扶養義務

二分説に従えば、親に対する子の扶養は生活扶助義務となる。しかし、こうした二分説に対しては、親（とりわけ老親）に対する子の扶養義務と未成熟子に対する親の扶養義務とを対比し、(a) 老親は未成熟子と肉体的・経済的に同様の状況（弱い立場）にある、(b) 老親あるいは未成熟子が死亡した場合にそれぞれ子あるいは親が（常に、あるいは通常）第一順位の相続人となるなどを根拠に、老親に対する子の扶養義務は、未成熟子に対する親の扶養義務と同様に生活保持義務として扱うべきとの主張がある¹⁰⁾。

もっとも、こうした主張に対しては、子の老親に対する扶養義務は、やはり生活扶助義務としてとらえるべきとの主張もみられる¹¹⁾。そこでは、高齢者のために租税・社会保険料という形で社会的に負担していることを重視する見解¹²⁾、一体として生活すべき関係にある夫婦およびその未成熟子の扶養と、互いに独立している成人の親子間の扶養とは質的に差があることなどを根拠とする見解¹³⁾、二分説における扶養義務の程度の違いは当該親族関係の「自因」性の違い¹⁴⁾で説明できるとともに、相続法での親の地位（子の親に対する相続と異なり、親は子に対する第2順位の相続人であり、遺留分保障も3分の1である）を考慮する見

解¹⁵⁾が示されている。幼少期の離別という契機がなくても、核家族化により老親と別世帯を構成することが一般的となった現在において、（同一世帯を構成することが通常の）夫婦や未成熟子を持つ親と同水準の扶養義務を老親を抱える子に課すことは、子の生活の自律性を尊重する観点から望ましいとはいえないだろう。以下では、ひとまず親（老親）に対し子が負う扶養義務は、通説に従って生活扶助義務であることを前提とする¹⁶⁾。

(3) 子の親に対する扶養義務の発生と制約要因

① 扶養義務の発生要件

具体的な扶養義務の発生要件は、一般的に、(a) 一定の親族関係にあること、(b) 扶養権利者が要扶養状態にあること、(c) 扶養義務者に扶養能力があること、(d) 扶養権利者から扶養義務者への請求があることとされている¹⁷⁾。つまり、親が要扶養状態となり、他方で子が生活扶助義務に照らした扶養能力を有する場合には、親からの扶養請求に基づいて当事者間で協議または家裁の審判（民法879条）がなされることにより、子の具体的な扶養義務とそれに対する親の扶養請求権が発生すると解される。そして、この扶養義務・扶養請求権の発生は、基本的に、扶養権利者の困窮に関する有責性や、扶養義務者が過去に扶養権利者の世話になったといった事情には左右されない。そ

¹⁰⁾ 米倉（1999）pp.235-238。

¹¹⁾ 子の老親に対する扶養の程度に関する議論状況と判例の動向について、能見・加藤編（2019）pp.636-638〔足立文美恵〕。

¹²⁾ 島津・松川編（2008）p.292〔山脇貞司〕。高齢者介護の費用負担のあり方について、子世代が租税や社会保険料を通じて高齢者一般の介護需要にも応分の負担をすでに行っていることを指摘する見解として、野沢（2013）p.25。

¹³⁾ 中山（2012）p.14。

¹⁴⁾ 生活保持義務は、婚姻や子を作るという自己の行為に起因する義務であるのに対し、生活扶助義務は身分関係の創出について義務者は主体的に関与していないとの違いがある。

¹⁵⁾ 野沢（2013）、p.23。

¹⁶⁾ 同様の見解を示す裁判例として、大阪高決昭和49年6月19日家月27巻4号61頁。もっとも、扶養の程度を定める審判では、親が子に授けた高等教育の程度や子の経済状況に応じて高い扶養義務を認めるものもある（詳しくは、松川・窪田編（2015）p.332〔冷水登紀代〕）。

¹⁷⁾ 中山（2012）p.161、二宮（2019）pp.281-282、能見・加藤編（2019）p.630〔足立文美恵〕。なお、具体的な扶養義務の発生と当事者間の協議または家庭裁判所の審判との関係については、多様な見解があるが（上野（1984）p.320、中山（2012）pp.158-159）、本稿ではひとまず中山（2012）pp.160-161に従い内容形成説（扶養の権利義務は(a)(b)(c)の具備により発生するが、その具体的内容は扶養権利者からの請求に基づく当事者間の協議または家裁の審判により初めて形成されると解する見解）に従う。

のため、子の幼少期に親が離婚し、一方の親とは絶縁状態で養育費の支払いも受けていなかったという場合であっても、当該親が困窮し、他方で子に扶養能力がある場合には、原則としては扶養義務・扶養請求権が発生することになる¹⁸⁾。

② 家裁実務における扶養義務を制約する事情

もっとも、(a)～(d)の要件が具備されているとしても、家裁の審判では扶養の程度・方法を決定する「一切の事情」(民法879条)の考慮により、信義則に基づき扶養義務が否定される、または扶養料が減額されることもある¹⁹⁾。

例えば、秋田家裁昭和63年1月12日審判(家月40巻6号51頁)では、両親が離婚した事案ではないが、扶養申立を行った父親と子との間の不和について父親に相当程度帰責事由があるため、信義則上扶養料の制限は受忍すべきとして、相当程度減額された扶養料の支払が命じられた²⁰⁾。また、新潟家裁昭和47年5月4日審判(家月25巻6号150頁)は、就業が可能にもかかわらず稼働意欲が乏しいため生活費に不足を来した父親が子に対し扶養申立を行ったが、当該父親は子の母親と離婚後に養育責任を果たさず、子と完全なる没交渉であったことなどから、父親による扶養申立は信義則に違反するとした。この審判では、扶養申立自体を信義則により否定しているようである。このように、長期間にわたり養育してこなかったという事情は、実務上、子の親に対する扶養義務を縮減させる事情として扱われている。

ただし、このことは、扶養義務が過去の扶養との間で対価関係にあることを意味するものではないことを再度確認しておく必要がある。過去に資力がなく扶養ができなかった親の扶養請求権は、それだけで失われることはないのである²¹⁾。なお今後、梅澤論文で取り上げられているような養育費の立替え払い制度が法制化された場合、そうし

た制度利用による養育の実施は、公権力による強制的な養育費の回収であるとしても、間接的に養育の義務を履行していると評価されることからすれば、少なくとも親に対する子の扶養義務を制限する要因とはなりにくいだろう。

③ 個別事情に応じた具体的な扶養義務の設定

過去の親による扶養の履行状況は、子の扶養義務を左右しうる要因であるとしても、家裁で考慮される「一切の事情」の一つに過ぎない。つまり、長期間養育を行ってこなかったというだけで一概に親の扶養請求権が否定されるものでもないだろうし、他方で長期間経済的援助だけは行ってきたが、親子間に決定的な不和があるといった場合には扶養請求権が制限されることがあろう。また、決定される扶養義務の程度についても、扶養の申立自体が信義則違反であるとして扶養義務の程度をゼロと判断するケースもあるが、扶養料を減額するに止めるというケースもある。つまり、子の親に対する扶養義務(に限らず民法877条1項に基づく扶養義務)は、法律上抽象的に発生したものを、(当事者間の協議が調わない場合に)家裁の審判・調停にて事案ごとの「一切の事情」を総合考慮してどの程度引き算(あるいは足し算)すべきかを決定する、きわめて個別のかつ専門的な判断に委ねられているといえる²²⁾。

Ⅲ 生活保護と扶養義務の関係

1 生活保護における扶養義務者に対する実体的介入

(1) 私的扶養優先の原則の解釈

生活保護法(以下「法」という)4条2項は、「民法……に定める扶養義務者の扶養……は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとす」と規定する。公的扶助と私的扶助との関係に

¹⁸⁾ なお、関係性が極端に悪化している場合を想定し、扶養請求権の当然喪失(扶養義務の当然消滅)という仕組みの導入を検討すべきとする見解として、米倉(1999) p.243。

¹⁹⁾ 谷口・加藤編(1959) p.144〔西原道雄〕、遠藤他編(2004) p.333、中山(2012) pp.287-291など。

²⁰⁾ そのほかの事例として、福岡家裁昭和41年12月23日審判(家月19巻8号90頁)。

²¹⁾ 谷口・加藤編(1959) p.144〔西原道雄〕。

²²⁾ 事案によっては、民法878条に基づく扶養の順位を含めた判断がなされる。

ついて、立法担当者は3つの型²³⁾があるとしたうえで、現行の生活保護法は、同項が規定する私的扶養優先の原則について、「公的扶助に優先して私的扶養が事実上行われることを期待しつつも、これを成法上の問題とすることなく、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱う²⁴⁾」ことを採用していると解する（事実上の順位説）。

学説上は、一部異なる見解もあるが、事実上の順位説に立つものが多い²⁵⁾。なお、2013年改正での法24条8項の新設により、事実上の順位説が説くように、扶養義務を負う扶養義務者が存在していても保護の開始がありうるということが明文で示されたといえる。

行政実務では、扶養義務者に扶養の能力と意思があることが明らかである場合には、扶養請求権は法4条1項で保護の要件として活用が求められる「その他あらゆるもの」に含まれると解する²⁶⁾。そして、保護申請者が感情的な理由から、扶養の意思・能力のある扶養義務者からの扶養を、実施機関による十分な説明・説得にもかかわらず拒否する場合には、法4条1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきと解されている²⁷⁾。もっとも、行政実務も、旧生活保護法とは異なり、現行法はあくまでも私的扶養は「保護に優先して行わ

れる」と規定されていることから、法4条2項の解釈としては事実上の順位説に立っているものと思われる²⁸⁾。

このように、保護開始の局面においては、扶養義務者に扶養の能力と意思があるという場合を除き、単に扶養能力のある扶養義務者がいるだけでは保護受給権は否定されない。つまり、扶養能力はあるが扶養意思はない扶養義務者への扶養請求が保護の要件とはなっていないため、扶養義務者、とりわけ本稿で関心の中心に据えている幼少期に親と離別した子の立場からいえば、常に保護に先立って扶養権利者たる要保護者（親）から扶養請求され、扶養義務を履行しなくてはならないということにはならない。

(2) 扶養義務者からの費用徴収

① 費用徴収の意義

他方で、生活保護法は77条にて、支弁した保護費の全部または一部を、扶養義務者から保護実施後に徴収する仕組みを備えている。この費用徴収の趣旨は、私的扶養に対する生活保護の補助的役割という本来の位置づけに照らし、扶養義務者によって提供されなかった扶養を生活保護で代替されてしまうことを防ぐためと解されている²⁹⁾。つまり、生活保護法は、一方では、4条2項にて扶養

²³⁾ 現行の生活保護法が採用する類型以外の2つは、「私法的扶養によってカバーされる領域を公的扶助の関与外に置き、前者の履行を刑罰によって担保しようとするもの」と、「私法的扶養によって扶養を受け得る等の条件のある者に公的扶助を受ける資格を与えないもの」であり、旧生活保護法（1946年制定）は後者の類型に属すると解されている（小山（2004）pp.119-120）。

²⁴⁾ 小山（2004）p.120。

²⁵⁾ 中川善之助（1965）『新訂 親族法』青林書院、p.590、赤石壽美（1978）「家族法とのかかわり－公的扶助と私的扶養の関連と問題点」小川政亮編『社会福祉と諸科学4－扶助と福祉の法学』一粒社、p.223、深谷松男（1979）「私的扶養と公的扶助－親族扶養優先の原則を中心に」中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会編『現代家族法大系3親子・親権・後見・扶養』有斐閣、pp.393-395、西原道雄（1981）「家族と扶養」社会保障講座編集委員会編『社会保障講座 第3巻 社会変動への対応』pp.272-273、小川政亮（1992）『社会事業法制〔第4版〕』ミネルヴァ書房、p.260など。なお、二宮（2019）p.278は、「困窮者に扶養能力のある親族がいるというだけで、保護を拒絶することはできず、困窮者が現実には扶養を受けられていない場合には、必要な保護を行わなければならない」と解するが、その場合の保護の根拠規定を急迫保護の規定（法4条3項）に求めているようである（同様の見解として、遠藤他編（2004）p.321、本山敦・青竹美佳・羽生香織・水野貴浩（2019）『家族法〔第2版〕』日本評論社、p.138）。

²⁶⁾ 『生活保護手帳別冊問答集2018年度版』p.141。

²⁷⁾ 『生活保護手帳別冊問答集2018年度版』pp.149-150。なお同様に解する裁判例もある（岡山地裁平成4年5月20日判決・判例地方自治106号80頁）。

²⁸⁾ 『生活保護手帳別冊問答集2018年度版』p.141。

²⁹⁾ 小山（2004）pp.817-818。

義務者からの扶養を保護の要件とせず単に要保護者の収入として扱うこととしたが、他方で旧生活保護法と同様に民法上の扶養義務を補完するものとして生活保護を位置づけ、その位置づけを最終的に担保する仕組みとして扶養義務者からの費用徴収を設けているのである。

② 費用徴収の実態

もっとも、民法上の扶養義務者が広範で、かつ規定が抽象的であり、また法77条も「できる」規定であるため、実際に費用徴収を行うか否かについては行政庁の広範な裁量に委ねられているのが実情である。扶養義務者からの費用徴収は、2012年度については、全国で163件、徴収額約3,577万円（生活保護費全体は約3.7兆円）にとどまり³⁰⁾、扶養義務者の負担すべき額についての家事調停・家事審判の申立て（法77条2項）の件数も非常に少ない³¹⁾。費用徴収実績のうち大阪市の占める割合が、件数で67.5%、徴収額で43.2%であり³²⁾、地方公共団体間でかなりのばらつきがある上、大阪市の費用徴収の大部分は、法18条2項2号に基づく葬祭扶助費に関する費用徴収である³³⁾。同号に基づく葬祭扶助費は、被保護者でない死者について葬祭を行う扶養義務者がいない場合で、その遺留金品では葬祭費用に足りないときに支給されるものであるため、通常の被保護者に対する保護費とはやや異なった例外的な給付である。

このように見ると、扶養義務者からの費用徴収は、全国的にごくわずかしが実施されていないといえよう。当然、被保護者に扶養能力がある扶養義務者がいない、あるいはすでに扶養をしている、というケースも少なくないだろうが、法24条8項に明文化されたように、扶養義務者が扶養義務を履行していない状況で保護を開始することも

多いと思われる。そうした中、家裁の調停・審判の事例が極端に少なく、他方で、費用徴収額の回収率が73%（2012年度）で比較的高いことに照らせば³⁴⁾、扶養義務者からの費用徴収は、扶養義務者との間で負担すべき額についてある程度協議が調って初めて徴収決定がされることが多いのだろうとも推測される。

③ 費用徴収金の回収手続き

行政が扶養義務者からの費用徴収を積極的に行わない要因の一つは、扶養という家族関係への介入が親族間に軋轢を生じさせるおそれもあるため、扶養義務の履行についてはなるべく当事者間の話し合いにより解決することが志向されているためと思われる³⁵⁾。また、もう一つの要因としては、費用徴収に伴うコスト（手間）が関係しているようにも思われる。この点について以下、やや詳しく検討する。

扶養義務者からの費用徴収は、後述する扶養義務者についての調査の結果、扶養義務を履行することが可能と認められた扶養義務者（主に重点的扶養能力調査対象者）と実施機関との間で、まずは負担額について協議が行われ、協議が調った場合には、保護費を支弁した都道府県または市町村の長により当該額について費用徴収決定がなされる。他方で、負担額について協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、実施機関の申立により家裁が扶養義務者の負担すべき額を決定し（法77条2項）、その額について徴収決定がなされる。

このように定められた負担額を徴収決定を受けたのにもかかわらず扶養義務者が納付しない場合、まずは納付の督促を受けることになる（地方自治法231条の3第1項）。この督促には、時効中断

³⁰⁾ 総務省行政評価局（2014）p.195。

³¹⁾ 総務省行政評価局（2014）p.197によれば、法77条に基づく家事審判事件および家事調停事件についての1952年度から2012年度の間の実績は、それぞれ13件および11件であり、2003年度から2012年度の間はいずれもゼロである。

³²⁾ 総務省行政評価局（2014）p.195。

³³⁾ 総務省行政評価局（2014）p.188。

³⁴⁾ なお、比較的高い回収率は強制執行の結果とも考えられるが、後述のように費用徴収の強制執行の手続きは一般の私債権と同様の手続きによるため、強制執行が積極的に行われているとは考えにくい。

³⁵⁾ 扶養義務の取扱いに関する『生活保護手帳2018年度版』p.253参照。

の効果がある（同法236条4項）。しかし督促を受けても扶養義務者が納付しない場合、生活保護法制定当初は、最終的には地方自治法旧225条により国税滞納処分の例によって徴収される仕組みとなっていた³⁶⁾。すなわち、同条1項は「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の収入を定期内に納めない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定し、同条4項が「滞納者が、第1項又は第2項の規定による督促又は命令を受け、その指定の期限内にこれを完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分しなければならない。」と定めており、法77条による徴収金にもこれらの規定が適用されると解されていたのである。法77条の徴収金を国税滞納処分の例による強制執行（行政上の強制徴収）の対象としたことに関し、立法担当者は、旧法では（身分法上の問題に公権力があまり介入しないようにとの配慮から）77条2項が「前項の規定による費用の徴収に関して争があるときは、民事訴訟による。」と規定していたことから、結局同条1項による扶養義務者からの費用徴収の実効性がほとんどなくなっていたという問題があったことから、新法（現生活保護法）でこれに対応するために国税滞納処分の例によることとしたと解説している³⁷⁾。

もっとも、1963年に地方財務制度改正の一環として、強制徴収の対象の明確化の要請から地方自治法旧225条が改正された³⁸⁾。改正後の231条の3では、地方税の滞納処分の例により処分することができる歳入を「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」と定められ、分担金、加入金、過料以外の歳入については、法律で定めなければ滞納処分の対

象とされないこととなった（現行の地方自治法もほぼ同様の規定となっている）。法77条に基づく徴収金は、分担金（地方自治法224条）、加入金（同226条等）、過料（同14条3項等）のいずれにも該当しなく、また滞納処分の対象とする旨の法律上の規定もないため、滞納処分の対象外（非強制徴収公債権）になったといえる。そのため、督促を行っても扶養義務者が納付しない場合には、通常の私債権と同様に、民事訴訟法・民事執行法の規定に従って、裁判所の手続きを踏んで回収を行う必要がある。その際、法77条2項に基づく家裁の審判書または調停調書は債務名義となるが³⁹⁾、家裁の審判・調停を経していない費用徴収については、新たに訴訟手続を提起して債務名義（民事執行法22条）を取得した上で強制執行の手続きをとる必要がある。

このように、扶養義務者に対する費用徴収は、決定後の回収における手続的負担が、滞納処分等による自力執行権をもつ租税のように軽減されていない。こうした特徴が、費用徴収の決定自体を、ある程度確実に回収できる範囲に抑制する作用を持つと思われる。結局、扶養義務者からの費用徴収の仕組みは、立法担当者が旧法77条について「有名無実の条文⁴⁰⁾」となっていると評した状況に逆戻りしてしまっているともいえよう。

④ 費用徴収手続きから窺える立法者意思

もっとも、扶養義務者からの費用徴収についてのこうした法的仕組みは、あえて行政に自力執行権を付与しないという立法者意思の表れともいえる。つまり、2013年改正による不正受給の場合の徴収金（法78条改正）や、2018年改正による法63条による急迫保護等の場合の返還金（法77条の2新設）のように、扶養義務者からの徴収金についても「国税徴収の例により徴収することができ

³⁶⁾ 谷口・加藤編（1959）p.148〔西原道雄〕、小山（2004）p.818。

³⁷⁾ 小山（2004）p.818。

³⁸⁾ 改正の趣旨について、地方財務会計制度調査会小委員会（1961）「地方財務会計制度の改革に関する答申」地方自治166号、p.68、宮元義雄（1962）「地方財務会計制度の根本的改革—調査会小委員会試案をめぐって—」時の法令417号、p.4、森繁一ほか（1963）「地方自治法の一部改正の概説」時の法令471号、p.17。

³⁹⁾ 裁判所職員総合研修所監修（2018）『家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究—家事調停事件及び別表第二審判事件を中心に—』司法協会、p.576。

⁴⁰⁾ 小山（2004）p.818。

る。」との文言を追加しさえすれば、民事執行の手続きを経ることなく、滞納処分等により自力執行することができるようになるが、現行法はそのようにはなっていない。

他方で、租税について国や地方公共団体に滞納処分等の強制徴収権・自力執行権を付与する趣旨は、確実かつ能率的な徴収を実現するためであることからすれば⁴¹⁾、法律の規定により国税または地方税の例によって徴収するとされている徴収金の場合には、立法者が租税と同程度にその確実かつ能率的な徴収が必要だと考えていることを意味しよう。

このように考えると、立法者は、扶養義務者からの費用徴収に関し、少なくとも租税や被保護者自身からの徴収金・返還金と同程度には、確実かつ能率的な徴収が必要だとは考えていないというメッセージが感じられる。また、国税徴収の例による徴収金は、破産手続きにおいて非免責債権（破産法253条1項1号、同条97条4号参照）となるといふ強力な効果を有するため、扶養義務者の利益に配慮しているという側面もあるだろう。

しかし他方で、法77条が生活保護の根本的性質（私的扶養との関係における生活保護の補助的位置づけ）を最終的に担保する機能を持つことに照らせば、扶養義務者からの費用徴収について迅速な実効的手段が十分に確保されていないことは同条の目的との関係で必ずしも整合的とはいえないように思える。

⑤ 子の親に対する扶養義務と費用徴収

以上の法77条に基づく費用徴収の仕組みと運用の把握を前提に、子の親に対する扶養義務と費用徴収との関係について検討する。

まず、法77条1項の条文上は、およそ民法上扶養義務を負う者であれば誰でも費用徴収の対象となりうる。もっとも、前述のように、幼少期に離別

し、親が長年養育の責任を果たしてこなかった場合には、子の親に対する扶養義務が縮減することがある。費用徴収が民法上の扶養義務の範囲内で行われることに照らせば、地方公共団体による扶養義務者（子）に対する費用徴収もそれに応じて制限されることになるが、逆にいえば縮減しても扶養義務が存在する以上は、理論的には費用徴収の対象となりうる⁴²⁾。

しかし、扶養義務者からの費用徴収は家族関係への介入となるため、実務上はなるべく当事者間の話し合いで解決されることが志向されている。また、上記のように費用徴収には確実・迅速な強制徴収方法（滞納処分）が欠如し費用徴収の実施には相当の手続きのコストがかかることから、結局は徴収の強制性が形骸化しているのが実情のようである。こうした運用が望ましいのか否かは別途問題になるとしても、こうした実情に照らせば、被保護者たる親に支弁した保護費について、子から、その意思に反して強制的に徴収するという事態は極めて限定的であると思われる。

2 生活保護における扶養義務者に対する手続的介入

上記のように、生活保護の開始や保護実施後の費用徴収の局面で、実務上、扶養義務者が扶養義務の履行を厳格に求められることがないとしても、要保護者に対する保護の過程でその扶養義務者との地位に基づき保護手続きに関与させられることはある。扶養義務者の負担は、扶養義務の履行という実体的・金銭的な負担だけでなく、手続きに伴う心理的な負担にも及ぶ。以下では、制度上および運用において、扶養義務者が手続的にどのような介入を受けるかを概観する⁴³⁾。

⁴¹⁾ 金子宏（2019）『租税法〔第23版〕』弘文堂，p.1015。

⁴²⁾ なお、扶養の申立自体が信義則に反し、扶養権利者（親）が扶養請求権をおよそ行使できない場合には、費用徴収はできないと考えるべきだろう。

⁴³⁾ 紙幅の都合より、扶養義務者に対する資料提供等の求め（法29条）については詳述を避ける。結論のみいえば、法29条2項にて一部の官公署や関係人に回答義務が課されているが、その調査対象者に扶養義務者は含まれていないため、扶養義務者の同意がない限り、実施機関が官公署や関係人から扶養義務者に関する情報を得ることはできない（詳しくは、高（2015）p.407参照）。

(1) 扶養照会

① 扶養照会の行政実務

行政実務では前述のように、扶養する能力と意思を有する扶養義務者に対する扶養請求権の行使を保護の要件として位置づけているため、保護の決定にあたり扶養義務者の存否と扶養の能力・意思の確認が必須となる。また、私的扶養（仕送りなど）は要保護者の収入としてカウントするのみという立場に立ったとしても、私的扶養は保護に優先するものである以上、保護に先立って行われるべき扶養義務の状況を各要保護者について具体的に把握しておく必要がある。そのため、行政実務では、保護申請があった場合、まず扶養義務者の存否を要保護者からの聞き取りや戸籍簿本などによりすみやかに確認した上で⁴⁴⁾、扶養義務者の職業や収入を要保護者などからの聞き取りにより把握し、扶養の可能性を調査する⁴⁵⁾。そして、「①生活保持義務関係にある者」、「② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者」、「③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者」は「重点的扶養能力調査対象者」として、実地あるいは書面による扶養照会などにより、扶養能力の調査が重点的に実施される⁴⁶⁾。この扶養照会が、扶養義務者に心理的負荷を与えることは想像に難くない⁴⁷⁾。

② 親に対する扶養義務者たる子への扶養照会

上記の運用に照らせば、親に対し扶養義務を負う子は、要保護者などからの聞き取りにより「扶養の可能性が期待される者」と判断されると、「重

点的扶養能力調査対象者」となって扶養照会がなされることとなる。そのため、扶養義務者（子）としては、「扶養の可能性が期待される者」と判断されるか否かが、手続きに巻き込まれるか否かの第一の分かれ目となる。

この点について、行政実務では「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」で生活保持義務関係にない扶養義務者については、「個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない」と解釈し⁴⁸⁾、その具体例として「例えば20年間音信不通である等」としている⁴⁹⁾。これによれば、幼少期に離別して以来、親子がかなりの長期間にわたり経済的にも人的にも交流をしてこなかった場合、子は親に対して「扶養の可能性が期待できないもの」とされ、扶養照会の対象から除外されうることになる。他方で交流が断続的に続いているような場合には、依然として扶養照会の対象となりうるだろう。

③ 扶養照会における扶養可能性と費用徴収との関係

ここで「扶養の可能性が期待できないもの」と判断されると、実務上、扶養能力がないものとして扱われる⁵⁰⁾。もっとも、この「扶養能力がないもの」として扱われた者が、費用徴収の局面でも当然に対象外とされるとは限らないだろう。保護開始の局面と、事後的な費用徴収の局面とにおける扶養義務の位置づけが違うからである。つまり、保護開始の局面において扶養義務は単に保護に優先するという関係であったのに対し、費用徴収は、私的扶養と生活保護とのすみ分けの境界線

⁴⁴⁾ 『生活保護手帳2018年度版』 p.253。

⁴⁵⁾ 『生活保護手帳2018年度版』 p.255。

⁴⁶⁾ 『生活保護手帳2018年度版』 p.256。

⁴⁷⁾ 扶養照会の手続きにより、要保護者の保護が迅速になされない、あるいは扶養義務者との関係性が悪化して申請を断念する、という問題が生じやすい。そのため、学説では保護の受給の局面から私的扶養を切り離し現に要保護状態であれば保護を実施し、他方で、扶養義務者からの費用徴収を機能させる仕組みを検討すべきとの指摘がある（冷水（2014）pp.181-182）。大村敦志（2015）『民法読解 親族編』有斐閣、p.473も、公的扶助制度のあり方に関し、民法上の扶養義務の範囲を縮小しつつ、扶養義務者がある者については、公的扶助の請求があれば給付は行うが必ず扶養義務者に求償を行う仕組みへの転換を主張する。

⁴⁸⁾ 『生活保護手帳2018年度版』 p.255。

⁴⁹⁾ 『生活保護手帳別冊問答集2018年度版』 p.144。

⁵⁰⁾ 『生活保護手帳別冊問答集2018年度版』 p.144。

を、本来のライン（生活保護は私的扶養に対し補助的役割）まで事後的に押し戻す作用を持つ。そのため、長年音信不通で信義則により扶養請求権の行使が完全に否定されるような場合でない限り、保護開始時の扶養調査で「扶養の可能性が期待できないもの」（＝「扶養能力がないもの」）と判断され開始時の扶養照会の対象外とされたとしても、民法上の扶養義務が抽象的とはいえ存在する以上は、理論的には費用徴収の対象となりうるし、費用徴収の前提としての調査の対象ともなりうるのではないかと思われる。

（2）報告の求めと保護開始時の扶養義務者への通知

① 扶養義務者に関する2013年生活保護法改正

上記のように保護申請があった場合などに扶養義務者に対する扶養照会は行われているものの、回答がない、あるいは回答があっても十分な資料の添付がないなどの理由により扶養可能性の確認が十分できないケースがあった⁵¹⁾。そのため、2013年改正にて法28条2項が新設され、保護の決定・実施や費用徴収（法77条、78条）のために更なる調査が必要な場合には、扶養義務者に対して報告を求めることができるとされた。なお、扶養義務者に報告が求められるのは、扶養義務を履行していない場合に限られ（法施行規則3条）、報告を求める事項は、扶養を履行しない理由と解されている⁵²⁾。

また、この報告の求めや費用徴収の適用がありうる扶養義務者に対しては、事前にその親族（扶養権利者）が保護を受けることを把握できるようにするため⁵³⁾、2013年改正で法24条8項が新設され、保護開始決定の際に、申請者の氏名および保護開始申請日（法施行規則2条2項）が扶養義務者に通知されることとなった。扶養義務者への通知

は、今後ありうる報告の求めや費用徴収が、扶養義務者にとって不意打ちとならないようにとの配慮から導入されたものといえる。

こうした扶養義務者に対する手続き上の規制強化は、「本人と扶養義務者との関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといった場合には、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当でない⁵⁴⁾」との認識に基づいて行われた。

② 扶養義務者への通知・報告の求めについての厳格な要件

もっとも、ここで重要なのは、扶養義務者への通知と報告の求めがなされる場合は、法令でかなり限定されている点である。ともに、扶養義務者が扶養義務を履行していないことを前提に（法24条8項、法施行規則3条柱書）、さらに（a）実施機関が、当該扶養義務者に対して費用徴収（法77条1項）を行う蓋然性が高いと認めた場合、（b）実施機関が、申請者（報告の求めの場合には「要保護者」）が、いわゆる配偶者暴力防止法1条1項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合、（c）上記（a）（b）の場合のほか、実施機関が、当該通知（報告の求め）を行うことにより申請者（要保護者）の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合、のいずれにも該当する場合に限って行われることとされている（法施行規則2条1項、3条）。

こうした限定は、行政が扶養という家庭の問題に立ち入ることは慎重を期すべきであり、また保護の必要な人に対して保護を受ける妨げとならないようにとの観点から付されたものである⁵⁵⁾。このように2013年改正は、国民の生活保護制度への信頼を維持するため扶養義務者に対する権限を強化するという大きな方向性が示されたが、他方で

⁵¹⁾ 厚生労働省社会・援護局保護課（2014）pp.22-23。

⁵²⁾ 『生活保護手帳2018年度版』p.259。

⁵³⁾ 厚生労働省社会・援護局保護課（2014）p.23。

⁵⁴⁾ 厚生労働省社会・援護局保護課（2014）p.22。

⁵⁵⁾ 厚生労働省社会・援護局保護課（2014）p.23。第183回国会厚生労働委員会第15号（平成25年5月29日）の審議における、榎屋厚生労働副大臣および村木社会・援護局長の答弁も参照。

行政による家族関係への介入が要保護者・扶養義務者双方に対する圧力となるとの懸念⁵⁶⁾から、権限行使の局面を限定することで相反する要請を調整しているといえる。

なお、法28条2項による扶養義務者に対する報告の求めでは、保護の決定・実施の局面と扶養義務者からの費用徴収の局面とで、法令上の要件は同じ文言である。しかし、それぞれ施行規則上の要件をすべて満たしているとしても、上述のように保護の決定・実施と費用徴収とは扶養義務者の位置づけが異なると解されるため、法28条2項における「必要があると認めるとき」は決定・実施と費用徴収とは完全に重ならないことであろう。つまり、保護の決定・実施において扶養義務は保護に優先するに過ぎないのに対し、費用徴収は扶養義務に対する保護を本来の位置づけに戻す機能を有することから、理論的には、費用徴収の場合の「必要があると認められるとき」はより広く解される可能性があるだろう。

③ 費用徴収を行う蓋然性

上述のように扶養義務者に対する通知と報告の求めは、いずれも、少なくとも費用徴収を行う蓋然性が高くないと行われたい。そして、行政実務では、通知や報告の求めの対象となる「費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、「①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立てを行う蓋然性が高いと認められる者をいう⁵⁷⁾」と解している。したがって、この解釈に照らせば、幼少期に離別し長期間交流がなかった親子間の場合には、たとえ子に資力があるとしても費用徴収を行う蓋然性は高いとは判断されず、報告の求めや通知の対象となることはないだろう。

こうした行政実務の解釈は、「費用徴収を行う

蓋然性が高い」と認められる範囲を限定的にとらえるものといえ、実施が非常に低調である費用徴収の実務と整合的である。しかし、費用徴収を民法上の扶養義務に厳密に沿う形でより積極的に行う方向へ実務の舵が切られた場合には、「費用徴収を行う蓋然性が高い」場合も同様に拡大していくだろう。その場合、親子間の不和が著しく扶養義務が完全に否定されるような極端なケースは別としても、単に定期的に会っていないだけでは扶養料の減額に止まることもあり、そのような場合には、費用徴収を行う蓋然性を否定しきれず、したがって通知や報告の求めの対象から一概には除外されないことも考えられる。通知や報告の求めがなされる範囲は、費用徴収の運用にかかっているといえる。

IV おわりに

以上の検討をまとめると、まず、幼少期に離別し長年にわたり親が養育を行ってこなかったという場合、こうした事情は具体的な扶養義務の方法・程度を定める「一切の事情」にて考慮され、親に対する子の扶養義務を縮減させる要素となりうる。もっとも、家裁の審判・調停では、個々の事情に即して多様な事情を総合考慮して具体的な扶養義務が定められるため、個々人がいかなる扶養義務を負うことになるのかについての予測可能性は必ずしも高くない。保護の実施機関にとっても、家裁の審判・調停を経ずに、扶養義務者がいかなる扶養義務を具体的に負担しているのかを判断することは容易ではないとともに、適切でもないだろう。

他方で、生活保護制度の本来のあり方に照らせば、費用徴収の局面で扶養義務に関する問題が最も先鋭化する。しかも、手続的介入においても、費用徴収の蓋然性の有無に左右される仕組みが多く採用されている。しかし、上述のように扶養義務の程度が一義的には明らかではないにもかかわらず、行政実務では家裁の手続きを活用した厳密

⁵⁶⁾ 法案段階の改正法についての批判として、尾藤廣喜 (2014)「生きる権利の空洞化」『世界』853号、p.182。

⁵⁷⁾ 『生活保護手帳2018年度版』p.259。

な費用徴収が行われることは少ない。費用徴収の実施は低調であり、家裁の手続きの利用も非常に少ないことに照らせば、実際には扶養義務者との協議が調ったケースを中心に費用徴収が実施されていると推察される。

こうした運用は、親に対し扶養義務を負う子の立場からすれば、実体・手続き両面において行政からの過度な介入を受けずにすむというメリットがある。しかし、費用徴収が私的扶養と生活保護の本来的棲み分けを担保する機能を持つのだと解すれば、費用徴収を実質的に個々人の任意に委ねるに近い運用は、生活保護の現実の機能を法律上の位置づけから乖離させることになる。また、そうした運用には、費用徴収に応じる扶養義務者と応じない扶養義務者と間の公平性を損ねるおそれもある。

こうした乖離の背景には、家裁の調停・審判を経たとしても滞納処分の例による徴収ができず、その後の回収手続きが重いということが少なからず影響しているように思われる。この点に関し、現行法は扶養義務者への過度な介入を避けるために、回収手続きをあえて重くしているとも考えられる。しかし、やはり費用徴収の本来的意義を重視するのであれば、家裁の手続きをより活用した厳格な運用が求められるだろうし、そうした運用を支えるために回収手続きまで視野にいたした検討が必要だろう。立法論としては、法77条の費用徴収についても確実・迅速な執行手段（滞納処分）を付与することが考えられる⁵⁸⁾。しかし、こうした運用の厳格化や回収手続きの見直しは、家族関係への介入を強化することになるため、家裁の手続きや滞納処分といった介入をもってしても費用徴収を行うべき範囲に費用徴収の対象者を縮減させることも同時に必要になるだろう⁵⁹⁾。また、このことは生活保護法の問題に限らず、費用徴収と

表裏の関係にある民法上の扶養義務のあり方についても再検討を促すことになろう⁶⁰⁾。

こうした生活保護と扶養義務との関係をめぐるとの問題は、扶養義務一般に当てはまるものではあるが、幼少期に離別を経験した子の親に対する扶養義務はこの問題を浮き彫りにする典型といえる。

※本稿は、科研費基盤A（課題番号：16H01985）および科研費基盤A（課題番号：18H03611）の研究成果の一部である。

参考文献

- 上野雅和（1984）「扶養義務」星野英一編『民法講座第7巻 親族・相続』有斐閣、pp.285-340。
 遠藤浩・川井健・原島重義・広中俊雄・水本浩・山本進一編（2004）『民法（8）親族〔第4版増補訂版〕』有斐閣。
 窪田充見（2017）『家族法—民法を学ぶ〔第3版〕』有斐閣。
 厚生労働省社会・援護局保護課（2014）「連載第2回 改正生活保護法逐条解説」『生活と福祉』702号 pp.22-25。
 小山進次郎（2004）『改訂増補 生活保護法の解釈と運用〔復刻版〕』全国社会福祉協議会（初出1951年）。
 島津一郎・松川正毅編（2008）『基本法コンメンタール 親族〔第5版〕』『別冊法学セミナー』No.196。
 冷水登紀代（2014）「扶養法と生活保護法の現状と課題」古橋エツ子・床谷文雄・新田秀樹編『本澤巳代子先生還暦記念 家族法と社会保障法の交錯』信山社、pp.163-182。
 『生活保護手帳2018年度版』中央法規。
 『生活保護手帳別冊問答集2018年度版』中央法規。
 総務省行政評価局（2014）『生活保護に関する実態調査結果報告書』www.soumu.go.jp/main_content/000305409.pdf（2019年3月7日最終確認）。
 嵩さやか（2015）「補足性原則の諸相—資産の活用と扶養義務」『季刊社会保障研究』Vol.50, No.4, pp.401-411。
 谷口知平・加藤一郎編（1959）『民法演習V（親族・相続）』有斐閣。
 中山直子（2012）『判例先例 親族法 扶養』日本加除出版株式会社。
 二宮周平（2019）『家族法〔第5版〕』新世社。

⁵⁸⁾ 私的扶養優先原則を貫徹するために扶養義務者からの費用徴収を機能させる仕組みを検討すべきとの指摘として、冷水（2014）pp.181-182。

⁵⁹⁾ 行政の裁量に委ねられている費用徴収について、今後の課題を指摘するものとして、嵩（2015）pp.408-409。

⁶⁰⁾ 法77条の規定の妥当性ととも民法の扶養義務の規定の妥当性にも疑問を呈し、最低生活は個人単位で保障することとして、民法上の扶養義務の廃止を提案する見解として、大村敦志（2014）『新基本民法7家族編 女性と子どもの法』有斐閣、p.151。

- 能見善久・加藤新太郎編（2019）『論点体系 判例民法10親族〔第3版〕』第一法規。
- 野沢紀雅（2013）「高齢者に対する扶養義務—老親扶養を中心として」『法律時報』85巻, 7号, pp.20-25。
- 半田吉信・鹿野菜穂子・佐藤啓子・青竹美佳（2017）『ハイブリッド民法5家族法〔第2版補訂〕』法律文化社。
- 松川正毅・窪田充見編（2015）『新基本法コンメンタール 親族』『別冊法学セミナー』No.240。
- 米倉 明（1999）「〔講演〕老親扶養と民法」, 米倉明『家族法の研究〔民法研究第5巻〕』, 新青出版, pp.206-259。

（だけ・さやか）

An Adult Child's Obligation to Support Parents and Social Security: Focusing on Public Assistance

Sayaka DAKE*

Abstract

In the case where a parent has not paid expenses for bringing up his or her child for a long time after divorce from his or her spouse, the child's obligation to support the parent can be lightened. However, unless a child is considered not to be under an obligation to support his or her parent, his or her obligation of support could raise questions when the parent receives public assistance.

In Public Assistance Act, the support obligor can be demanded to fulfill the obligation of support by paying the costs of public assistance which the support obligee received. However, in reality, it is in very few cases that public assistance administrators oblige support obligors to pay the costs through formalities of family courts, and this situation could be explained by the levy procedure which takes time and effort.

This actual practice seems favorable to the children who do not want to fulfill obligations to support their parents after long separation. However, in view of the primary function of the costs levy from support obligors, we need to consider a shift to strict practice of costs levy, and, at the same time, limitation of support obligors who are demanded to pay the costs of public assistance.

Keywords : Obligation of Support, Public Assistance, Levy of Public Assistance Costs, Principle of Precedence of Obligation of Support Over Public Assistance

* Professor, Graduate School of Law, Tohoku University